

広島県建設工事紛争審査会について

目 次

建設工事紛争審査会の概要	1
紛争処理手続の流れ	3
紛争処理の申請について	5
申請書記載例	8
管轄合意書・仲裁合意書の例	12
答弁書記載例	13
委任状の例	16

令和8年4月

広島県建設工事紛争審査会

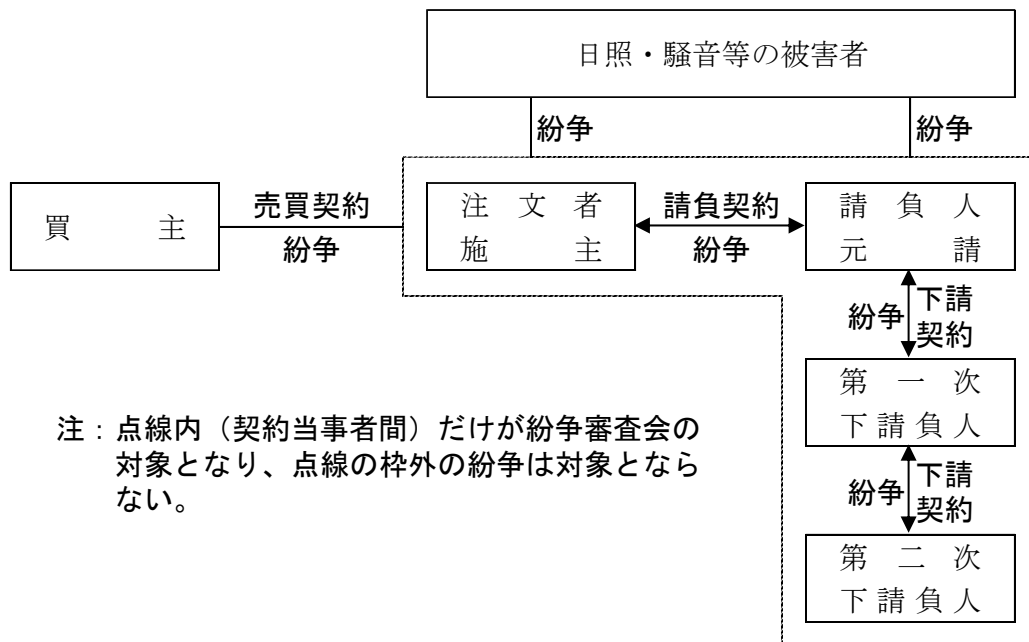
広島県土木建築局土木建築総務課
〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁北館6階
電話 082-513-3813 (ダイヤルイン)
082-228-2111 (県庁代表) 内線 3813
FAX 082-223-3593

建設工事紛争審査会は、建設工事の請負契約をめぐるトラブルの解決を図る準司法的機関です。

建設工事紛争審査会(以下「審査会」といいます。)は、建設工事の請負契約をめぐる紛争につき、専門家による迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、国土交通省(中央建設工事紛争審査会)及び各都道府県に設置されています。(建設業法第25条)

建設業者を指導・監督する機関や技術的鑑定を行う機関ではありません。

★ 審査会の取扱う紛争の範囲



★ 広島県建設工事紛争審査会の管轄

広島県建設工事紛争審査会は、審査会の取り扱う事件のうち次の紛争を取り扱います。(建設業法第25条の9第2項及び第3項)

- (1) 当事者双方が広島県知事の許可を受けている建設業者であるとき。
- (2) 当事者の一方のみが建設業者であって、かつ、広島県知事の許可を受けている建設業者であるとき。
- (3) 当事者の一方のみが建設業者であって、かつ、許可を受けていない場合に、紛争に係る建設工事の現場が広島県の区域内にあるとき。
- (4) 当事者の双方が許可を受けずに建設業を営む者であって、紛争に係る建設工事の現場が広島県の区域内にあるとき。
- (5) 当事者双方が合意の上、当審査会を管轄審査会と定めたとき。

審査会は、申請により担当委員を指名し、あっせん、調停、仲裁を行います。

審査会の委員は、弁護士を中心とした法律委員と、建築・土木・電気・設備等の専門委員から構成されており、専門的、かつ、公正、中立の立場で紛争の解決に当たります。
 手続きとしては、「あっせん」、「調停」、「仲裁」の3種類があり、いずれの手続も非公開です。

区 分	あっせん	調停	仲裁
趣 旨	当事者の歩み寄りによる解決(和解)を目指す(※1)		裁判所に代わって判断を下す
方法・特色	双方の争点の整理等を行い、話し合いにより解決の方向に導く。 法律的又は技術的に争点が少ない事案に適する。	担当委員が当事者の出頭を求めて意見を聞くことなどにより調停案を作成し、その受諾を勧告すること等により解決を図る。	必要な証拠調べや立入検査などをして、「仲裁判断」を行う。 仲裁判断に不服があっても服する義務がある。
前 提	—	—	仲裁合意が必要(※2)
時効の完成猶予及び更新	ない(※3)	ない(※3)	ある
担 当 委 員	原則1名	3名	3名
効 果	民法上の和解(民法695条～696条)の効力と同じ →別途公正証書を作成したり確定判決を得たりしないと強制執行ができない。		裁判所の執行決定を得て、強制執行することができる。

※1 和解するか否かは当事者の判断に委ねられており、当事者双方の間で合意が成立する見込みのない場合には、手続を打ち切ることとなります。

※2 紛争の解決を審査会に委ね、裁判所には提訴しないことについて、当事者間に合意があることが必要です。

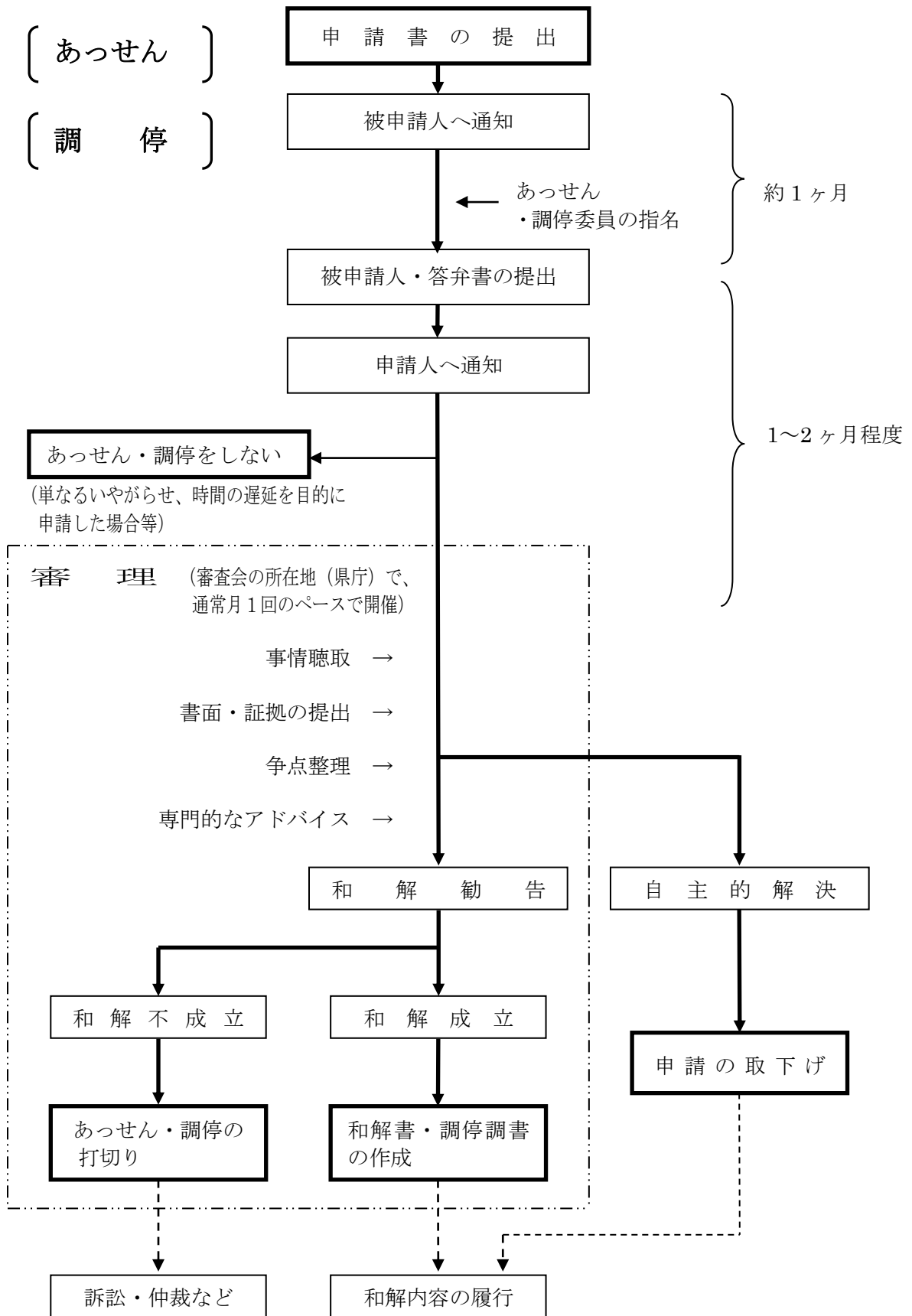
※3 申請人が、あっせん又は調停の打切り通知を受けた日から1月以内にあっせん又は調停の目的となった請求(あっせん(調停)申請書記載の、「あっせん(調停)を求める事項」のことです。)について訴え(建設工事紛争審査会への仲裁申請を含みます。)を提起したときは、時効の完成猶予に関しては、あっせん又は調停の申請の時に訴えの提起があったものとみなされます(建設業法第25条の16)。

★ 参考

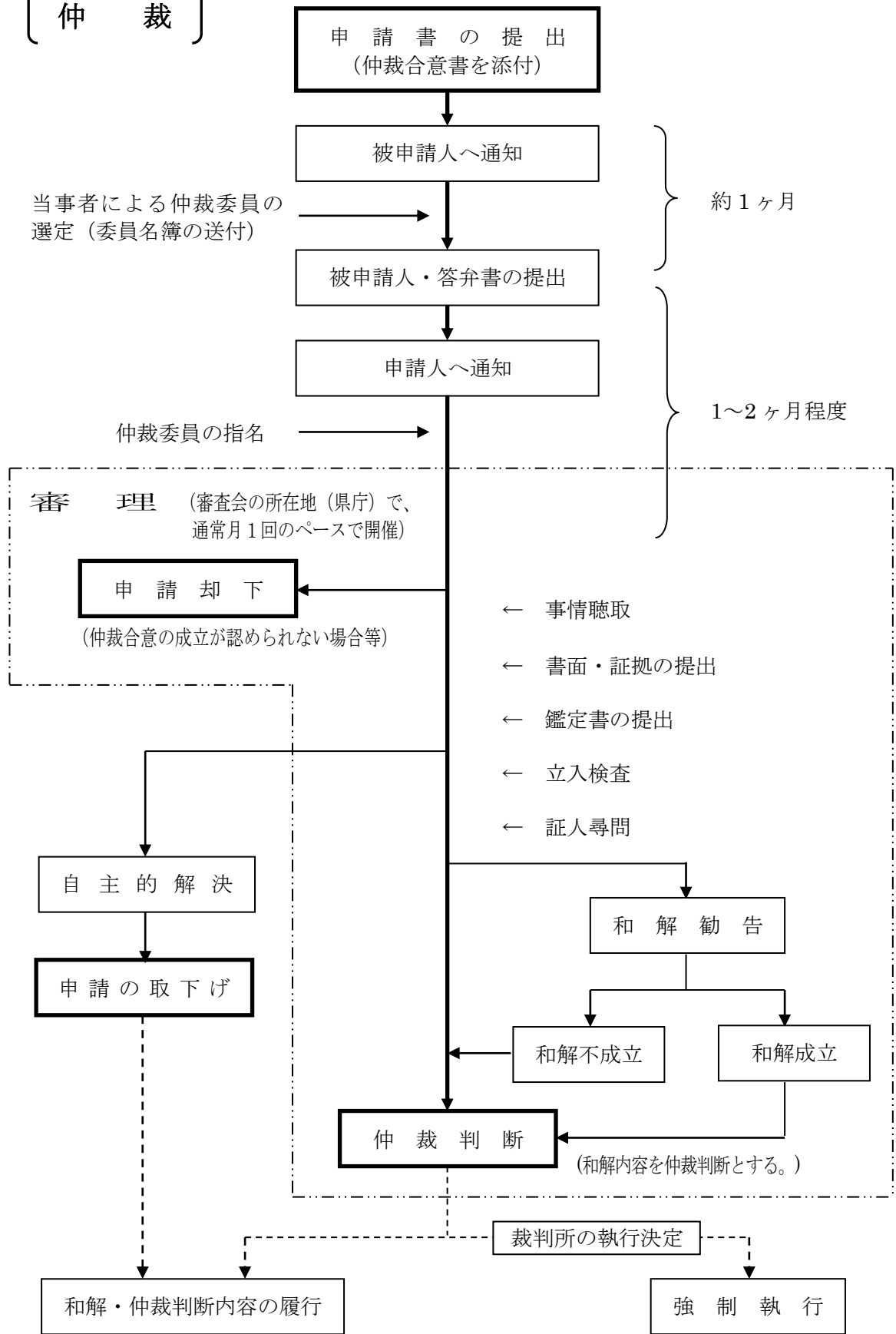
中央建設工事紛争審査会ホームページ

URL: https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_mn1_000101.html

★ 紛争処理手続の流れ



〔 仲 裁 〕



申請には、①申請書等を提出し、②手数料、③通信運搬費の予納金を納める必要があります。

① 申請書等

あっせん、調停、仲裁のいずれの手続きによるかを選択します。

申請書等は8頁以降の申請書記載例を参考に作成し、表の部数を提出してください。(証拠書類は下記の部数、添付書類は1部、それぞれ提出してください。)

	正 本	副本(写)		計
		委員	相手	
あっせん	1	1	1	3
調 停	1	3	1	5
仲 裁	1	3	1	5

※ 申請人分の申請書等は、上記の部数に入っていないので、申請人用は別に用意してください。

② 申請手数料(広島県手数料条例第2条)

ア 手数料の額

申請手数料の額は、あっせん、調停、仲裁ごとに異なり、いずれも「請求する事項の価額」に応じて定められています。

あっせん

請求する事項の価額	申請手数料の額
100万円まで	10,000円
500万円まで	価額(1万円単位)×20円+ 8,000円
2,500万円まで	価額(1万円単位)×15円+10,500円
2,500万円を超えるとき	価額(1万円単位)×10円+23,000円
算定できないとき	18,000円(価額500万円として扱う。)

調 停

請求する事項の価額	申請手数料の額
100万円まで	20,000円
500万円まで	価額(1万円単位)×40円+ 16,000円
1億円まで	価額(1万円単位)×25円+ 23,500円
1億円を超えるとき	価額(1万円単位)×15円+123,500円
算定できないとき	36,000円(価額500万円として扱う。)

仲 裁

請求する事項の価額	申請手数料の額
100万円まで	50,000円
500万円まで	価額(1万円単位)×100円+ 40,000円
1億円まで	価額(1万円単位)× 60円+ 60,000円
1億円を超えるとき	価額(1万円単位)× 20円+460,000円
算定できないとき	90,000円(価額500万円として扱う。)

(注意1) 1万円未満は切り上げて計算する。

〔計算例〕 750万5,000円の請求をする場合

あっせん … $751 \times 15 + 10,500 = 21,765$ 円

調 停 … $751 \times 25 + 23,500 = 42,275$ 円

仲 裁 … $751 \times 60 + 60,000 = 105,060$ 円

(注意2) 申請手数料は原則返還することができません。

(注意3) 申請後に請求内容を変更し、「請求する事項の価額」が増額になるときは、申請人は、増額後の「請求する事項の価額」に応じた手数料額と既に納付した手数料との差額を追加納付することが必要です。

(注意4) 補修の要求など、請求が金額化されうる場合はできるだけ金額化して申請してください。算定不能として申請される場合、審理の途中で金額化するように指示されることがあること、金額化して500万円を超えた時は申請手数料の追加納付が必要になる点にご留意ください(500万円未満になっても、申請手数料は返還しません。)

イ 納付方法

現金又は納付書のいずれかにより納付していただきます。

(ア) 現金により納付する場合

申請窓口(土木建築総務課)に申請書を持参し、手数料額の確認を受けます。

↓

納付窓口(会計総務課)で手数料を納付し、申請窓口(土木建築総務課)に申請書を提出します。

(イ) 納付書により納付する場合

申請窓口(土木建築総務課)で手数料額の確認を受け、納付書を受け取ります。

↓

金融機関に納付書を持参し、手数料を納付します。

↓

金融機関から返却される払込証明書を申請書に貼り付け、申請書を申請窓口(土木建築総務課)に提出します。

③ 予納金(建設業法第25条の23)

申請手数料とは別に、通信運搬費を特定封筒(レターパックライト)により予納することが必要です。

	予納すべき特定封筒(レターパックライト)の通数
あっせん	6通(2,580円分)
調停	10通(4,300円分)
仲裁	20通(8,600円分)

(注1)不足した場合には追加納付が必要です。通数はその都度案内します。

(注2)当事者の同意がある場合、郵送に代えて電子メールによる送達をすることがあります。

(注3)事件の終局時に残余がある場合は受領書と引き換えに返還します。

★ 申請書の提出先

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁北館6階
広島県土木建築局土木建築総務課
電話(082)513-3813(ダイヤルイン)
(082)228-2111(県庁代表) 内線3813
FAX(082)223-3593

★ 申請書記載例

調 停 申 請 書 [注1]

年 月 日申請

広島県建設工事紛争審査会 御中 [注2]

[注3]

申請人 ○ ○ ○ ○

同代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

1 当事者及びその代理人の住所氏名 [注4]

〒○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号 TEL ○○-○○○○
申請人(注文者) ○ ○ ○ ○

〒○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号 TEL ○○-○○○○
同代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

〒○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号 TEL ○○-○○○○
被申請人(請負人) ○○建設株式会社
同代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

2 許可行政庁の名称及び許可番号 [注5]

被申請人 ○○建設株式会社
○○○○許可(○-○○)第○○○○号

3 調停を求める事項 [注6]

[注7]

被申請人は、申請人に対し、本件工事請負契約に係る建築物の瑕疵に関し、瑕疵修補代金として金○○万円を支払え、との調停を求める。

4 紛争の問題点及び交渉経過の概要 [注8]

(1) 申請人と被申請人は、○年○月○日甲第1号証のとおり本件工事請負契約を締結した。

本件工事については、○年○月○日に建築確認を受け、○年○月上旬に工事が完成し、申請人は同年○月○日本件建物の引渡しを受けた。(甲第2号証)

本件工事の請負代金については、申請人は○年○月○日に○○○○万円、そして引渡後の○年○月○日に残金○○○○万円を被申請人に支払い、代金の支払は完了している。

(2) ところが、本件建物には、次のような不具合が発生している。

① 外装タイルのはがれ

引渡し直後から建物北側の外装タイルがはがれ始め、雨水が浸水してくるために2階○○室の壁面を汚損するに至っている。(甲第3号証の1ないし10)

このため、申請人は、被申請人に対し、この瑕疵について補修するよう申し入れたところ、○年○月○日両者間でこの外装タイル補修方法について合意した。

(甲第4号証)

しかし、被申請人は誠意をもって対応せず、現在なお約束した補修工事を行っていないので、申請人は被申請人に対し、補修に代えて補修工事に要する費用の支払を求める。

この補修に要する費用は、別業者に見積らせたところ、金〇〇万円である。(甲第5号証)

② 設計と異なる電気器具の取付け

設計では、非常用の蛍光灯はバッテリー内臓のものを取り付けることになっていたが、実際は普通の蛍光灯を取り付けているので、その差額〇〇万円の支払を求める。

③ ……………

(3) よって、申請人は、被申請人に対し、上記(2)の①～③の合計金額〇〇万円の支払を求めるものである。

5 その他紛争処理を行うに際し参考となる事項 【注9】

工事現場 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
工 事 名 〇〇マンション新築工事
工事概要 RC 3階建陸屋根共同住宅 延床面積〇〇㎡
請負金額 〇〇〇〇万円
工 期 〇年〇月〇日 ～ 〇月〇日

6 申請手数料の額 金〇〇〇〇〇円 【注10】

添 付 書 類

登記事項証明書 【注11】
委 任 状 【注12】
仲裁合意書 【注13】
管轄合意書 【注14】

証 拠 書 類 【注15】

甲第1号証 工事請負契約書(写し) 【注16】
甲第2号証 建築確認通知書(写し)
甲第3号証の1ないし10 雨漏り、蛍光灯等状況写真
甲第4号証 外装タイル補修方法に合意したことを証する書面
甲第5号証 外装タイル補修費用見積書
甲第6号証 ……………

【注17】

バーコード
又は
払込証明書

〔申請書作成上の注意〕

〔注1〕 あっせん又は仲裁の場合は、それぞれ「あっせん申請書」「仲裁申請書」と記載します。

〔注2〕 審査会の表示

① 審査会の管轄については、〔1頁〕を参照してください。

〔注3〕 申請人の表示

① 原則として、請負契約の名義人が申請人となります。

② 申請人が個人の場合は、個人名を記載します。
申請人が法人の場合は、法人名及び代表取締役の氏名を記載します。

③ 代理人が申請する場合は、その氏名を記載します。

④ 申請人の親族の名義や、支店長など代表権のない人の名義で申請するときは、代理人として記載します。(ただし、審査会は、弁護士でない者が代理人となることを認めないことがあります。)

〔注4〕 住所及び電話番号を必ず記載してください。
(ファックスがある場合は、ファックス番号も記載してください。)

〔注5〕 許可行政庁の名称及び許可番号

管轄審査会を確認する必要がありますので、申請人、被申請人の別を問わず、許可を受けている場合は必ず記載してください。

〔注6〕 調停を求める事項

① 訴状の「請求の趣旨」に相当する部分です。
何を請求するか結論を書く部分ですので、その内容を極力簡潔に、説明抜きで数行程度にまとめて記載します。

② あっせんの場合は「あっせんを求める事項」、仲裁の場合は「仲裁を求める事項」と記載します。また、「調停を求める。」の部分は、あっせんの場合は「あっせんを求める。」、仲裁の場合は「仲裁を求める。」と記載します。

〔注7〕 「瑕疵」(かし)とは、建築物等が通常備えなければならない性質を欠いていることを言います。改正民法(令和2年4月1日施行)では、「種類又は品質に関して契約の内容に適合しない」(契約不適合)という表現に改められました。

〔注8〕 紛争の問題点及び交渉経過の概要

① 訴状の「請求の原因」に相当する部分です。
請求の内容を具体的に説明する部分ですので、争点ごとに申請人の主張及び従来からの交渉の経過について必要な範囲で記載します。

- ② 被申請人のみならず、第三者である審査会の委員が十分理解できるように分かり易く、できる限り証拠を示して記載してください。

〔注 9〕 工事請負契約書、建築確認通知書等に記載の事項を転記します。

〔注 10〕 申請手数料の額は、〔5、6頁〕の算出表で計算してください。

〔注 11〕 登記事項証明書

- ① 当事者が法人である場合は、代表者の代表権を証明するために提出します。
- ② 申請人と被申請人の双方が法人のときは、双方の分が必要です。

〔注 12〕 紛争処理権限を代理人に委任する場合に提出します。〔16頁を参照〕

〔注 13〕 仲裁を申請する場合に提出します。〔12頁を参照〕

〔注 14〕 管轄合意に基づいて申請する場合に提出します。〔12頁を参照〕

〔注 15〕 証拠書類

- ① 申請人が提出する証拠書類は「甲」号証、被申請人が提出する証拠書類は「乙」号証とします。
- ② 申請人が提出する証拠書類には「甲第〇〇号証」と朱書きで一連番号を付してください。
写真集のように数枚で一組になっているものについては、甲第〇〇号証の1、2、…のように枝番号を付してください。

〔注 16〕 工事請負契約書（写し）

- ① 最も基本的な証拠として、契約書がない場合でも、注文書、請書など請負契約に関する紛争であることを証明する書類を提出してください。
- ② 契約書添付の図面等は、請求内容に関係のある部分のみで結構です。

〔注 17〕 バーコード又は払込証明書

- ① 現金納付の場合は、何も貼らずに申請窓口（土木建築総務課）に持参してください。手数料額の確認をする際、担当者がバーコードを貼り付けます。
- ② 納付書による納付の場合は、金融機関から返却される払込証明書を正本の末尾に貼り付けてください。

★ 管轄合意書の例

管 轄 合 意 書		
工 事 名		
工事場所		
注 文 者		
請 負 者		
上記工事の請負契約に関する紛争について、広島県建設工事紛争審査会を 建設業法による紛争処理の管轄審査会とすることを合意します。		
年	月	日
注 文 者	〇〇	〇〇
請 負 人	〇〇建設株式会社	
	代表取締役	〇〇 〇〇

★ 仲裁合意書の例

仲 裁 合 意 書		
工 事 名		
工事場所		
注 文 者		
請 負 人		
〇〇年〇〇月〇〇日付けで締結した上記工事の請負契約に関する紛争を、 建設業法による広島県建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服 します。		
年	月	日
注 文 者	〇〇	〇〇
請 負 人	〇〇建設株式会社	
	代表取締役	〇〇 〇〇

★ 答弁書記載例

〔注1〕
年（調）第 号事件

答 弁 書

〔注2〕
年 月 日

広島県建設工事紛争審査会 御中

〔注3〕〔注4〕

〒〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 TEL (000) 00-0000

被 申 請 人 〇〇建設株式会社

同代表者代表取締役 〇〇 〇〇

〒〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 TEL (000) 00-0000

被申請人代理人（弁護士） 〇〇 〇〇

1. 請求を求める事項に対する答弁〔注5〕

申請の趣旨を争う。

（申請のうち、〇〇については認め、その余は争う。）

2. 紛争の問題点及び交渉経過の概要に対する答弁〔注6〕

(1) 紛争の問題点及び交渉経過の概要 (1) 中「代金の支払は完了している。」の部分については否認し、その余は認める。

(2) 同 (2) ①外装タイルのはがれ中「引渡し直後から……………合意した。」の部分については認めるが、「しかし、……………補修工事を行っていない」の部分は争う。

「この補修工事に要した費用は金〇〇万円であった」の部分は不知。

(3) 同 (2) ②の設計と異なる電気器具の取付けについては、認める。

(4) ……………。

(5) 同 (3) については争う。

3. 被申請人の主張〔注7〕

(1) 本件工事に関しては、〇年〇月〇〇日に申請人と被申請人との間で〇〇〇の追加工事を行うことを合意し、同年〇月〇〇日に当該追加工事は完了しているが、この追加工事の代金〇〇万円が未だに支払われていない。（乙第1号証・乙第2号証）

(2) 外装タイルのはがれの補修については、両者間に合意が成立したのは申請人の主張のとおりであるが、当該補修工事については、申請人の連絡をまって始めることとされていた。

被申請人は、いつでも工事に取りかかるよう準備をしていたが、申請人は、被申請人に何等連絡することなく、別の業者に補修工事を行わせたのであるから、被申請人がその費用を負担する理由はない。

(3) 電気器具が設計と異なっていたこと、その差額は〇〇万円であることは、申請人の主張のとおりであるが、その差額については、既に工事代金から減額しており、被申請人がこの差額分を支払う理由はない。(乙第3号証)

(4)

(5) よって、被申請人は、申請人に対して追加工事代金を請求する権利を有してはいるが、申請人に対して瑕疵補修代金を支払う義務はない。

添 付 書 類

委 任 状【注8】

証 拠 書 類【注9】

乙第1号証 追加工事の打ち合わせメモ

乙第2号証 追加工事代金の請求書

乙第3号証 工事代金請求書

乙第4号証

※ 提出部数は、5頁の申請書提出部数と同様です。

〔答弁書作成上の注意〕

〔注1〕 事件番号を明記して下さい。

〔注2〕 答弁書を実際に提出する年月日を記載します。

〔注3〕 被申請人の表示

- ① 被申請人が個人の場合は、個人名を記載します。
- ② 被申請人が法人の場合は、法人名及び代表者の役職及び氏名を記載します。
- ③ 代理人が答弁する場合は、その氏名を記載します。
- ④ 申請人の親族の名義や、支店長など代表権のない人の名義で答弁するときは、代理人として記載します。（ただし、審査会は、弁護士でない者が代理人となることを認めないことがあります。）

〔注4〕 被申請人及び代理人の住所及び電話番号を必ず記載して下さい。

〔注5〕 申請書に記載された調停（あっせん・仲裁）を求める事項について、争うか認めるかを簡潔に記載します。

〔注6〕 申請書に記載された争点ごとに、争うか認めるかを簡潔に記載します。

〔注7〕 被申請人の主張

- ① 争点ごとに、被申請人の主張を必要な範囲で記載します。
- ② 申請人のみならず、第三者である審査会の委員が十分理解できるように、分かり易く、できる限り証拠を示して記載して下さい。

〔注8〕 紛争処理権限を代理人に委任する場合に提出します。〔16頁を参照〕

〔注9〕 証拠書類

- ① 被申請人が提出する証拠書類は「乙」号証とします。なお、申請人が提出する証拠書類は「甲」号証とします。
- ② 被申請人が提出する証拠書類には、赤書で「乙第〇〇号証」と一連番号をふって下さい。
写真集のように数枚で一組でなっているものについては、乙第〇〇号証の1、2…のように枝番号をふって下さい。

★委任状書式例

委 任 状

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。〔注1〕

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇法律事務所 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
弁護士 〇〇 〇〇

記

1. 〇〇〇〇を被申請人として、広島県建設工事紛争審査会に調停申請をなす件及びこれに関する一切の権限〔注2〕
1. 弁済の受領に関する一切の権限〔注3〕
1. 申請の取下の件

上記代理委任状に署名してこれを証します。

年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

〔注1〕 親族、会社副社長等、弁護士でない者を代理人とする場合には、その委任理由を付記して下さい。

〔注2〕 被申請人が紛争処理権限を代理人に委任する場合は、「広島県建設工事紛争審査会〇年（調）第〇〇号事件に関する一切の権限」と記載します。

〔注3〕 紛争処理の結果、相手方から金銭等の弁済がなされたときに、その受領権限を委任する場合に記入します。